



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 10 月 20 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

中国国内グループ企業の外貨資金集中運営管理について

2009 年 10 月 12 日付で、国家外貨管理局より「国内グループ企業の外貨資金集中運営管理に関する通知」(匯発【2009】49 号)が公布され、2009 年 11 月 1 日より施行されます。本通知は、外貨資金の運用効率を向上させる事を狙いとして、中国国内グループ企業間の外貨資金管理制限の緩和などについて規定したものです。通知の概要は以下の通りです。

1、本通知の適用対象

<ul style="list-style-type: none">・中国国内で合法的に設立され、資本関係によって結びついたグループ企業メンバー：グループ企業とは、<ol style="list-style-type: none">①親会社自身及び親会社の出資比率が 51%以上の子会社②親会社、子会社が単独或は共同で出資比率 20%以上の会社③出資比率 20%以下であるが持分が最大の会社④親会社、子会社に所属した事業会社法人或は社会团体法人・国外親会社が同一の中国国内グループ企業メンバー
--

2、外貨資金集中運営管理の対象業務の内容

<ul style="list-style-type: none">・中国国内グループ企業間の外貨貸付業務
<ul style="list-style-type: none">・中国国内グループ企業間の外貨資金プーリング管理業務
<ul style="list-style-type: none">・グループ内財務会社を通じたスポット為替決済業務

3、外貨資金集中運営管理における主な原則

<ul style="list-style-type: none">・中国国内グループ企業間の外貨貸付業務は委託貸付の方法を原則とし、外貨資金プーリング管理業務は委託貸付に関する法律の枠組みの中で、外為業務指定銀行、又は外貨決済業務運営資格を有するグループ内財務会社を通して行なうこと。
<ul style="list-style-type: none">・グループ企業間外貨貸付業務及び外貨資金プーリング管理業務は、資本金用外貨口座、経常取引用外貨口座にある支払可能な外貨資金を用いて行わなければならない。 金利は勝手に決めてはならず市場水準に従い決定しなければならない。
<ul style="list-style-type: none">・外貨委託貸付金を人民元の決済に使用してはならず、また、人民元貸付の担保としてはならない。 万一人民元の決済に使用する場合、当該委託貸付金の出金元である資本金用外貨口座や経常取引用外貨口座に資金を払戻しの後、関連規定に従って人民元の決済を行う。

4、外貨管理局による関連業務の審査認可

<ul style="list-style-type: none">・グループ企業間の外貨貸付業務を受託する銀行は、当該取引に係わる資金の関連する口座への振替手続き実行に際して、外貨管理局の認可を必要としない。
<ul style="list-style-type: none">・グループ内財務会社により、グループ企業メンバーの外貨資金を吸収し、その資金を他のグループ企業メンバーに貸付ける方式による外貨資金運営業務は、関連する外貨口座の開設や国内における外貨振替などと共に外貨管理局の審査認可が不要である。
<ul style="list-style-type: none">・外貨資金プーリング管理業務においては当該業務を受託する銀行が、グループ内財務会社を通じたスポット為替決済業務においては同会社が、それぞれの所在地外貨管理局地方分局の審査認可取得の必要がある。

具体的な外貨資金運用業務の仕組みや審査手続きなどの詳細については、国家外貨管理局HP（英文は http://www.safe.gov.cn/model_safe_en/index.jsp?id=6）をご参照下さい。

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-5223-6672
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に關しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載